消費者問題ニュース

CONTENTS / 2024.1　No.215

リポート……1

「旧統一教会に対する解散命令の請求についての会長談話」及び「旧統一教会に対する解散命令の請求に関する実効的な被害の救済を求める会長声明」について／シンポジウム「特商法の抜本的改正に向けて～法改正運動の現状と今後の展望～」／「第6回津谷裕貴・消費者法学術実践賞」の受賞について／第6回津谷裕貴・消費者法学術実践賞の受賞にあたって

案内……4

リポート

「旧統一教会に対する解散命令の請求についての会長談話」及び「旧統一教会に対する解散命令の請求に関する実効的な被害の救済を求める会長声明」について

1　2023年10月13日、文部科学省は、宗教法人法第81条第1項1号及び2号前段に基づき、世界平和統一家庭連合（旧統一教会）に対する解散命令の請求を東京地方裁判所に行いました。

報道等によれば、文部科学省は、2022年11月22日以降同請求に至るまでの間、旧統一教会に対し7回にわたって宗教法人法に基づく報告徴収・質問権を行使する一方で、旧統一教会と交渉等対応をしてきた弁護士や被害を訴える元信者等への聞き取りも行って、献金集めの手法など組織の実態の調査を進め、今回の解散命令請求に至ったということです。

2　日弁連では、上記解散命令請求が行われた当日に「旧統一教会に対する解散命令の請求についての会長談話」を公表しました。同談話では、①解散命令請求自体は霊感商法等の被害救済に直接つながるものではなく、今なお多くの被害者がいる現実を忘れてはならないこと、②日弁連らが受け付けた無料法律相談の中には、旧統一教会による高額な財産的被害の申告が相当数あり、深刻な被害が長期間にわたり存在し続けてきたことが明らかになったこと、③日弁連は、迅速な被害救済に取り組むべく全国統一教会被害対策弁護団（以下「全国弁護団」といいます。）と積極的に連携してその支援を継続していくとともに、人権擁護を使命とする法律家団体として、信教の自由、個人の尊厳を守るべく、引き続き関係機関及び関係団体等との連携を緊密に図り、実効的な被害の救済及び防止に向けた提言と活動を行っていくことを表明しました。そして、④実効的な被害救済を実現するためには、解散命令請求に合わせて当該宗教団体の財産保全等を現実的に可能とする仕組みが必要であり、国に対して、毅然とした態度で臨むべきことも求めています。

3　上記を踏まえ、日弁連は、2023年11月2日付けで更に「旧統一教会に対する解散命令の請求に関する実効的な被害の救済を求める会長声明」を公表しました。

同声明では、①全国弁護団が被害総額約39億5000万円にも上る集団交渉や集団調停申立を行っており、これらは更に増える可能性もあること、②2022年11月に法テラスに開設された霊感商法等対応ダイヤルに2023年3月末までに累計3796件の相談が寄せられ、うち旧統一教会を相手方とするものは約2割に相当する754件にも及ぶこと、同ダイヤルが今なお継続していることからすれば、被害の全体像はいまだ把握しきれていないこと、③日弁連が実施したフリーダイヤル等により受け付けた無料法律相談においても、旧統一教会による財産的被害額を申告する相談のうち、1000万円以上の被害額を訴えたものが約4割もあり、被害総額の規模は甚大であることも予測されること、④宗教法人に対する財産保全に関する規定はないものの、霊感商法等の悪質商法及び宗教問題による被害の実効的な救済のためには、当該宗教団体の財産散逸を防止しなければならず、財産保全等を現実的に可能とする仕組みが必要であるが、現行の民事保全制度では、被保全債権及び保全の必要性について疎明と相応の保証金を求められるのが通常であり、長期にわたり被害を受けている被害者にとっては過大な負担となり、かつ、保全できる財産の範囲も限定的なものとなるといった被害救済の大きな障壁となる重大な問題点を指摘しました。⑤そして、宗教法人の財産保全のための管理や監督の方法については、特別の規定を設けることで、宗教団体の財産権や宗教活動を行う権利に配慮した制限的でない手段を講ずるなど、様々な方策も考えられることを提言しています。その上で、国には、被害の回復に向けて最大限努力する責任と義務があることを指摘して、被害者の救済を確実かつ実効的なものにするための法整備を迅速に検討することを求めています。

4　日弁連では、2022年7月に起きた元内閣総理大臣銃撃事件以降、会長声明、会長談話を積極的に発出するなどして意見を表明する一方で、相談体制の強化、全国弁護団との連携、ワーキング・グループ（WG）を立ち上げて被害救済策の具体的な検討を重ねるなど活動しています。

筆者も、WG座長として、実効的な被害救済のために、チーム一丸となって今後も尽力していく所存です。

霊感商法ワーキング・グループ座長
釜井英法（東京）

リポート

シンポジウム「特商法の抜本的改正に向けて～法改正運動の現状と今後の展望～」

1　2023年12月1日、日弁連ではシンポジウム「特商法の抜本的改正に向けて～法改正運動の現状と今後の展望～」を開催しました。本シンポジウムは弁護士会館の会議室とオンラインにて開催され、参加総数は約300名と、関心の高さがうかがえました。

2　はじめに、釜井英法委員（東京）より特商法改正にかかる具体的な取組として、各地の弁護士会が主催するシンポジウムの開催や地方自治体議会意見書発出の働きかけ、特商法の抜本的改正を求める全国連絡会の活動などについて報告がありました。

3　次に、ウィンメディックス事件被害者の御家族より、被害事例の報告がありました。報告では、マルチ商法の手口が使われていること、マルチ商法に加えてマインドコントロールも行われており、単なるマルチ商法による場合よりも被害が深刻化しやすいこと、被害が拡大する原因として現行の法規制の甘さが指摘されました。

4　続いて、日弁連の作成した消費者被害事例の動画2本の紹介と解説を行いました。1本はSNSを通じた投資詐欺（劇場型）、もう1本はネットでのFX自動売買ソフト購入を内容とするもので、いずれの事例も若者が被害に遭いやすい事例について啓発を行うほか、現行法の規制が及ばないものであることを指摘し、特商法の改正による対応の必要性を訴えるものです。

5　4番目に、内閣府消費者委員会事務局長・小林真一郎氏より、2023年8月発出の「チャットを利用した勧誘の規制等の在り方に関する消費者委員会意見」の説明がありました。小林氏からは、チャットを利用した勧誘が短文で断片的なメッセージを送り、相手の反応に応じて情報を変更でき、一覧性がないことや、不意打ち性、密室性等、その心理的影響を考慮すると、現行の広告規制ではなく、チャットを利用した勧誘に対する規制が必要であること、具体的規制として、①勧誘に先立っての事業者名・販売目的等の明示、②禁止行為等の創設、③民事ルールの創設を意見として述べているとの解説がありました。

6　5番目に、特商法の抜本的改正を求める全国連絡会事務局次長・大出友記子氏より、特定商取引法改正に関するアンケートの結果報告がありました。

　アンケートの結果、訪問販売、電話勧誘販売、SNSを通じた商品やサービスの勧誘、連鎖販売取引や後出しマルチのいずれについても勧誘を受けたことがある人が一定数いることが明らかとなりました。

　そして、訪問販売については特商法に規定する勧誘に先立っての勧誘目的等の告知義務が順守されておらず、「訪問勧誘お断り」ステッカーに訪問勧誘禁止の効果を認めた場合、ステッカーを貼りたいとの回答が多数あったこと、電話勧誘販売については再勧誘の禁止が順守されておらず、電話勧誘を希望しない旨登録した人に対する電話勧誘禁止のルールが定められた場合には登録したいと回答した人が多数いること、SNSを通じた商品やサービスの勧誘に当たっては「今だけ」や簡単に稼げるなどの文言を用いた勧誘が広く行われていること、後出しマルチについて当初の契約では儲けや利益が出なかったため取り返そうとしたという回答が見られ、被害者が加害者となり被害の拡大につながっていることの説明がありました。

7　6番目のプログラムとして、国府泰道会員（大阪）より、これまでの運動の振り返りと到達点についての説明がありました。国府会員からは、現状として、消費者庁において特商法改正に向けた検討が開始されていないこと、議会内での質問に対しても消費者問題担当大臣の答弁は法改正に対し消極的であることが説明されました。そして、施行後5年見直しの規定があるにもかかわらず、検討すらされない現状にあると指摘し、国に対し抜本的な法改正を求める運動を更に強めていきたいと述べました。

8　7番目のプログラムとして、日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会、日本司法書士会連合会消費者問題対策委員会、主婦連合会、全国消費者行政ウォッチねっと、全国消費者団体連絡会、全国消費生活相談員協会、日本消費者協会、特商法の抜本的改正を求める全国連絡会の各団体からそれぞれ、各団体の特商法改正に向けたこれまでの取組や、取組に対する意気込みが述べられました。

9　最後のプログラムとして、拝師徳彦会員（千葉県）より、今後の運動提起についての説明を行いました。拝師会員からは全国88の自治体から意見書採択がなされており（2023年11月時点・委員会調べ）、採択のない地域においても採択を目指した取組を行ってほしいこと、各地で特商法改正に関するシンポジウムを実施してほしいことを呼びかけました。

10　本シンポジウムにより、現行の特商法では消費者被害の防止・救済が不十分であることがより明確となりました。法改正への機運をより高めるべく、今後も活動を続けていきたいと考えます。

消費者被害の予防・救済のための連携PT
新山奈津子（鹿児島県）

リポート

「第6回津谷裕貴・消費者法学術実践賞」の受賞について

1　はじめに

消費者支援機構関西（以下、略称の「KC's」といいます。）は、第6回津谷裕貴賞・消費者法学術実践賞を受賞するという栄に浴することができました。同賞は消費者問題の現場で常に被害救済を実践し続けられた故津谷裕貴弁護士のお名前を冠した賞であり、KC'sとしては素直に本当に嬉しい限りです。

受賞理由となったKC'sの取組のうち2つについて紹介したいと思います。

2　最高裁令和4年12月12日判決

家賃債務保証業者による無催告解除権等の不当条項は無効であるとして本件裁判の相手方である事業者に対して2016年10月に大阪地裁に差止訴訟を提訴し2019年6月に同地裁で一部勝訴判決、2021年3月に大阪高裁で逆転敗訴判決を受けました。大阪高裁は当該条項が適用される場面を、不合理とは認められないような事情が存する場合に限り催告を不要とする趣旨である、との限定解釈をした上で、当該条項は不当ではないという驚くべき判断をしました。KC'sとしては、そのような不当条項の適用場面を限定解釈した上で有効無効を判断することが可能となれば、多くの不当条項を差止請求訴訟で止められないこととなり大問題であると考え上告しました。最高裁は差止請求訴訟の制度趣旨を正しく理解した上で当該条項の不当性を認めてくれました。この最高裁の理解、判断はKC'sのみならず全国の多くの適格消費者団体の励みとなりました。

3　双方向コミュニケーション研究会

KC'sでは事業者と消費者がお互いを信頼し合う関係の構築が消費者市民社会の実現につながるという観点のもと、その手法として「双方向コミュニケーション」の研究会を2010年より開催し続けています。

話さなければわからない、話せばわかるという関係を築ける事業者は、話を聞いてもくれない、話しても何も対応してくれない事業者とはまったく違うのです。

4　これからについて

KC'sは事業者と対峙するだけではなく、話し合いの場の提供と実践、提訴前の協議、訴訟と場面は様々ですが、事業者ときちんと向き合いたいと考えています。今回の受賞を励みに今後も一生懸命消費者のために各取組を実践していきたいと考えています。

特定非営利活動法人消費者支援機構関西・常任理事
二之宮　義人（京都）

リポート

「第6回津谷裕貴・消費者法学術実践賞」の受賞にあたって

1　はじめに

このたび、消費者弁護士であれば誰もが知る栄誉ある「津谷裕貴・消費者法学術実践賞」受賞の報に接し、MRI被害弁護団員71名全員、歓喜に湧いています。10年以上にわたり、被害者救済のために弁護団活動をしてきた労苦が報われた思いです。

2　MRIインターナショナル事件とは

MRIインターナショナル（米国ネバダ州ラスベガスの法人）は米国内の診療報酬債権を安く買い取って額面で回収して利ざやを稼ぐという債権回収ビジネスを展開していると称して、日本人8700名から額面総額1365億円の資金を集めていました。しかし上記ビジネスの実態はなく、2013年4月26日に関東財務局が証券取引等監視委員会（SESC）の勧告に従い二種登録を取り消して事件が発覚しました。

3　MRI被害弁護団の活動

MRI被害弁護団は事件発覚直後の2013年5月に結成して活動をスタートしましたが、MRI事件はこれまでの大規模消費者被害事件に無い特徴を有してました。それは

- 高齢者を中心とする日本国内在住の日本人の資産を米国法人が詐欺によって米国内に送金させて収奪した

という特徴です。弁護団を立ち上げたのはいいものの、事件の実態が判明すればするほど、日本国内での弁護団活動だけでは被害回復は到底見込まれず、米国での被害回復活動が不可欠であるという見通ししか立ちませんでした。これは日本の消費者弁護士としては絶望的な状況でした。しかし、国は変われど被害救済のためにすべきことは同じと気持ちを切り換え、資産保全手続および訴訟という日本国内での活動に加え、米国内での資産保全・違法収益剥奪手続・刑事訴追のための活動など多岐にわたる活動を、正に日米を股にかけて行ってきたのが、この10年でした。無我夢中で行き当たりばったりで弁護団活動をしてきたのですが、

- 米国クラスアクション訴訟を提起遂行し日米で同時に和解して被害回復
- 米国証券取引委員会（SEC）による違法収益吐き出し手続により被害回復
- 米国司法省による首謀者3名の刑事訴追・陪審員裁判等を経た実刑判決

という成果を上げることができました（ただし被害回復は両方あわせて数パーセント、SECによる配当は本年末予定です。）。

4　これからについて

この事件や弁護団活動での教訓は多岐にわたります。これを今後の消費者被害事件の防止救済に生かし、日本の法制度に生かしていかねばなりません。

MRI被害弁護団事務局長
五十嵐　潤（第二東京）

文献紹介 「Q&A 賃貸住宅紛争の上手な対処法（第６版）」

本書は、多岐にわたる賃貸住宅紛争について網羅的かつ分かりやすく解説した実務書として、1998年1月の初版発行以来、改訂を重ねてきました。

今般、民法等の法令改正、判例・裁判例の蓄積等もあり、仙台弁護士会消費者問題対策特別委員会が総力を結集し、11年ぶりに改訂いたしました。

第6版では法令改正や新たな判例・裁判例を反映する等の全般的な加筆を行い、旧版の413頁から437頁に増加しました。事例も全65事例から全68事例（心理的瑕疵と告知義務、新型コロナウイルス感染症等を理由とする賃料減額の是非、生活困窮者向け住宅にまつわるトラブルを追加）となり、コラムを一新するなど、さらに時代に即した網羅的な内容となりました。加えて、新たに全設問について貸主・借主双方の立場からの留意点を明示するなど、より多角的な解説を行っています。賃貸借契約の関係契約書・関連書式も多数収録していますので、法律実務家、宅建業者、貸主・借主、消費生活センター等の立場を問わず、広くお役立ていただけます。是非、御活用ください。

仙台弁護士会　編
発行　民事法研究会
A5判　448頁／4,620円（税込）

文献紹介 『金融商品取引法・金融サービス提供法』

本書は、「金融商品取引法」と「金融サービス提供法」の解説書です。内容は、①金融商品と投資、②金融商品関連法の概要、③金融商品取引法、④金融サービス提供法、⑤投資被害救済の法理論で構成されています。

法の解説に先立ちその理解の前提となる金融、金融商品取引、投資について①で頁を割いて解説していること、投資被害救済の法理論を⑤でまとめて論述していることが、類書にない特徴です。本書全体を通して消費者の視点を重視していることも特徴です。

本書は、大学の講義資料が基になっているため、豊富な図表、用語解説、コラムを用いて基礎から分かりやすく解説しています。さらに、全体について投資被害救済に携わる弁護士や投資被害相談を受ける消費生活相談員・行政職員の方々も意識して加筆し、実務に必要なレベルを確保するように努めたものですので、広く御活用いただければと思います。

2023年末の金商法等改正は反映できていませんが、①はこの改正の目玉である金融経済教育に関し、その内の資産形成にかかる部分の内容を先取りして詳述したものと位置付けることができ、大いに参考にされるべきものと考えています。

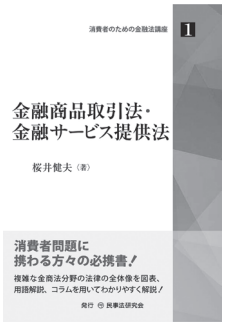

著者　桜井健夫
発行　民事法研究会　2023年2月
A5版／290頁／定価3200円＋税
問合先　株式会社民事法研究会

催 事 第69回　全国証券問題研究会　福井・Web 大会

2024 年 2 月 17 日（土）10 時 30 分～ 17 時 30 分頃（予定）
・大会開催場所　福井市手寄 1-4-1　AOSSA 8 階　県民ホール
・懇親会開催場所　福井市大手 3-12-20　ホテルフジタ　葵の間（午後 6 時～）
・開催方法　現地（福井市）と ZOOM ウェビナーによるハイブリッド方式
・参加費　現地参加　8000 円、Web 参加　5000 円、懇親会費 8800 円
・問合先　事務局長　平野憲子　電話　052-959-5536　FAX　052-959-5537

午後は、南山大学王冷然教授に「投資取引訴訟における過失相殺の実情と課題」と題して御講演をいただきます。令和5年金融商品取引法等の改正について金融庁による解説もあります。研究会設立30周年を記念した特別企画も用意しております。多数のみなさまの御参加をお待ちしております。

なお、金融商品取引業者等の代理人をされている方等については、参加をお断りする場合がございますので、御了承ください。

編 集 後 記

毎度のことですが、皆様から玉稿をたまわり、部会の皆様、事務局の皆様に支えられ、どうにか本号も出版に漕ぎつけました。今回も重要な会長談話やシンポジウムなどがあり、発行スケジュール的に困難な部分もありましたがなんとか完成しました。また本号の編集期間中は、元日に能登半島地震が起きました。被害は甚大で、多数の市民がお亡くなりになりました。謹んで哀悼の意を表したいと思います。また、現在も多くの被災者が苦しみにあり、今後長期間にわたって様々な支援が必要になると思います（当職も熊本地震の際には全国の弁護士のお世話になったことを思い出します）。被災地においては地域の混乱に乗じて、被災者を狙った悪質商法も跋扈する可能性がありますので、消費者弁護士としてはこれへの対策も必要になりそうです。なお弁護士は災害のたびに積み重ねられた対応ノウハウを発揮しており、迅速に被災者への情報提供が行われているようです。また本号編集期間中に当部会の飯田修先生がご逝去されました。飯田修先生は長く当部会に所属され、穏やかな語り口で、多くの事件情報を提供してくださり部会の活動を支えてくださいました。謹んでご冥福をお祈りいたします。

村上純也（熊本県）

発　行：日本弁護士連合会消費者問題対策委員会　〒100-0013　東京都千代田区霞が関1-1-3　TEL：03-3580-9841 FAX：03-3580-2896
（「消費者問題ニュース」は再生紙を使用して作成しています。）